

聖籠町告示第15号

聖籠町交通安全対策事業費交付金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成27年3月18日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町交通安全対策事業費交付金交付要綱の一部を改正する告示

聖籠町交通安全対策事業費交付金交付要綱（平成9年聖籠町告示第22号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

聖籠町交通安全対策事業費交付金交付基準

事業種目	事業目的	事業主体	実施期間	交付の対象となる経費及び交付基準	交付率	軽微な変更	
						経費の配分の変更	事業の内容の変更
団体及び組織等育成対策事業	交通安全団体を育成強化することにより、交通安全思想の普及と交通事故防止に資する。	新発田地区交通安全協会聖籠支部	町長が認める期間	団体組織等事業推進費	事業費の2分の1 (上限20万円)	—	次に掲げる変更以外の変更 (1)事業主体の変更
		聖籠町交通安全母の会	町長が認める期間	団体組織等事業推進費	事業費の2分の1 (上限30万円)		

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。